

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0860)

第2回特定最低賃金専門部会（機械）

令和5年10月24日 非公開

開催日時	令和5年10月24日	10時38分～11時32分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻前ではございますけれども、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員現時点で2名の合計7名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の高橋委員と、使用者代表の宇井委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議題の(1)、特定最低賃金額の審議に入ります。その前に、事務局から説明がありますのでお願いします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が専門部会の審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続をとっていただくこととなります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日のご審議の中で、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまのご説明について、質問等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思っております。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。今回具体的な要求ということで、協議をしていくわけですが、特定最賃は、改めていうまでもございませぬけれども、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地賃とはことなり、年齢や業務を特定した、当該産業の県内の基幹労働者の最低賃金であるということでございます。</p>

したがって、地域別最賃より相対的に高い水準の確保が必要だというふうに考えております。

今年度の地賃の全国加重平均の引上げ額は43円、時間額で1,004円という形になりまして、群馬県においては、引上げ額40円、時間額935円という形になりました。先ほど申し上げましたように、地賃よりも高い水準の確保が必要であるというふうに考えております。魅力のある群馬県、また労働力不足の課題を解決する一つの手段という意味合いでも、全国加重平均も視野に入れた引上げ額の方を議論していきたいと考えております。

具体的な要求額ですが、県内4業種のそれぞれの最低額の加重平均が、1,068円となっています。これを3業種の965円との差額103円に対し、2年かけて引き上げる考えのもと、「52円」を要求させていただきます。

部会長

ありがとうございました。

■■■■委員からご報告いただきました。

それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いします。

■■■■委員、お願いします。

使用者委員

はい。■■■■です。

使用者側委員は従来、特定最賃は不要であるという主張をしてまいりました。そうはいつでも毎年審議はしてきましたが、そもそも、構造的に、こういう産業でいいのかという話は、考えなきゃいけない時期かなというふうに思うわけではありますが、既に金額審議ということですので、金額を提示したいと思っておりますけれども。

私ども使用者としましては、県最賃、特定最賃問わず、基本的には賃金改定状況調査の第4表を、ベースとして考えております。①②③とありますけれども、第4表①の方でございますが、今年度の調査結果Bランクが2.0%でございました。965円の2.0%19.3円でございますけれども、これを切り捨てまして、「19円」ということで、ご回答したいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「52円」の提示がありましたが、使用者側委員からは「19円」のご提示でした。

それぞれのお考えがあり、ご意見はごもつともでありますけれども、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。

<p>労働者委員</p>	<p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員から、ご意見をお願いします。</p> <p>はい。■■■■委員、お願いします。</p> <p>はい。■■■■でございます。</p> <p>特定最賃は、地賃よりも相対的に高い水準の確保したい、必要だと考えております。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今年度の地賃については40円、引上げ率にして4.47%で、これを反映したうえで、繰り上げて「44円」を要求したいと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からも、ご意見をお願いします。</p> <p>■■■■委員、お願いします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>今年度の最低賃金の議論では、物価上昇率というのが1つのカギとなっている感がありましたけれども、この特定最低賃金もその物価上昇率を参考に考えるとすれば、令和4年の前橋の消費者物価上昇率3.0%でございました。これを965円にかけまして、28.95。これを繰り上げて、「29円」ということで、2つ目の回答といたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「44円」を提示され、使用者側委員からは、「29円」が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し、歩み寄れないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いします。</p> <p>■■■■委員、お願いします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>今年度の最賃の審議会の中では、消費者物価指数、前橋4.5%というところが注視されて、最終的には労使双方ともこの消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げで合意したというふうに認識しております。</p> <p>したがって、現在の時間額に消費者物価指数の前橋4.5%を乗じ</p>

	<p>て、先ほどと同額にはなりますが、「44 円」、改めて提示をさせていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■■■委員、お願いします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■です。 3回目の回答ということですが、昨年 30 円上げたのですが、これが今までで一番高額な上昇額だったのですが、今年もそこまでは、ということで、「30 円」を提示したいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労働者側委員からは、先ほどと同額の「44 円」とするご意見があり、使用者側委員からは 1 円歩み寄って「30 円」の引上げ額が提示されています。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあるようです。 機械の特定最低賃金の引上げについて、1 回目の専門部会では、産業全体の発展に必要である等の労働者側委員のご意見の一方で、原材料の高騰等、企業にとって厳しい状況という使用者側委員のご意見もありましたが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて、設定されるという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員は、いかがでしょうか。 ■■■委員、お願いします。</p>
労働者委員	<p>はい。基本的な考え方ですけれども、先ほどの消費者物価指数、前 4.5%の上昇率という考えで、今回も要求をいたしますけれども、先ほどの数字は切上げて「44 円」という形にさせていただきましたけれども、今回については切り捨てをしたうえで、「43 円」という形で要求させていただきたいというふうに思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員は、いかがでしょうか。 ■■■委員、お願いします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■です。</p>